

松阪市観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務委託仕様書

1. 業務名

松阪市観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務

2. 業務の目的

この業務は、松阪市の観光振興に資する効果的な観光振興ビジョン（令和 7 年度～令和 10 年度）の立案、具体的な施策を検討する為、本地域における観光客の実態とニーズを把握すると共に、ビジョン策定に必要な効果的な指標の検討を行う。本業について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、円滑に遂行することを目的とする。

3. 実施期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日まで

4. 業務委託金額

業務委託金額は 3,300,000 円（消費税及び地方消費税 300,000 円を含む。）を上限とする。

5. 業務内容

委託する業務内容については、以下に掲げるものを実施するものとする。

（1）国及び県の観光動向の把握

近年の国及び県における観光客の動向（旅行目的や消費目的、情報取得手段等含む）や観光政策について、国や県が公表しているデータ等を利用して状況の把握・整理を行う。

（2）観光に関する基礎調査

本市の特徴、観光資源、観光における潜在需要等の整理に加えて、今後の観光政策を検討するために必要となる以下に示した情報の全部又は一部について、オープンデータや委託者が提供する関連データ等に加えて、受託者の持つ専門性の高い技術や知見により収集したデータ等を利用し、多角的・統計的に調査・検討を行う。

- ・ 市民・来訪者・市内観光事業者が持つ観光に関する認識
- ・ 市への来訪者に関する統計
- ・ 市への来訪者の宿泊・日帰り別の動向
- ・ 旅行消費額等の経済指標
- ・ 来訪外国人の観光動向
- ・ 市内観光客の動向（観光目的、周遊ルート、周遊方法など）
- ・ 伊勢神宮や VISON 等の近隣観光地からの観光客流入状況
- ・ 市内観光施設別、エリア別の観光動向
- ・ その他観光動向を把握するうえで有効な調査

（3）調査結果に基づく分析・課題の抽出

上記業務内容（1）（2）の内容に加えて、委託者が提供する松阪市における入込客数の状況等の資料や現行の松阪市観光振興ビジョンに基づく取り組み状況の情

報を基に、松阪市の観光振興における課題を抽出・分析し、課題解決に向けた施策の提案を行う。

(4) 観光事業関係者等を交えた会議の実施

観光事業に関わる団体等の関係者を交え、本市の計画策定を行うにあたり有効とされる指標の検討などを行うため、会議を行う。(1回程度)

6. 業務の体制

受託者は、本業務委託の遂行にあたっては責任者及び担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者及び担当者は、観光情勢や観光政策を熟知し、観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務、観光振興ビジョン等又はそれに類似する計画の策定の業務経験を有する者とする。

なお、委託者が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、受託者は事前に委託者と協議のうえ担当者等の交代を行うものとする。

7. 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項については、市担当課と協議のうえ実施するものとする。

8. 提出書類

受託者は、契約締結後に速やかに次に掲げる書類を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他委託者が必要と認める書類

9. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

10. 個人情報の保護

受託者は、本市が受託者に提供する個人情報が外部に漏れない対策を施した管理下で作業を行わなければならない。

11. 成果品の提出と検査

受託者は、本業務の完了に際して納品書を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。

成果品は以下のとおり提出すること。

- (1) 調査等の報告書 (A4版、カラー、両面印刷可) 正本1部+副本1部
- (2) 調査等の報告書 電子データ形式 CD-R 又は DVD-R 2枚

※電子データはPDF形式及び編集可能な電子データ(Microsoft Office Word、Excel など)

- (3) その他委託者が指示するもの

1 2. その他

業務の実施については、担当課と連絡を取り合い十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成するため、特に次に掲げる内容について留意しなければならない。

- (1) 業務の進捗を十分把握するとともに、確実に計画策定がなされるように工程管理を行うこと。
- (2) 責任者又は担当者は観光事業関係者等を交えた会議を1回程度開催。会議を主催し、本市の観光振興ビジョン策定を行うにあたり有効とされる指標の検討や松阪市として取り組むべき方向性等について意見交換し、その結果について報告書としてまとめるとともに、松阪市における課題の抽出・分析に反映するものとする。
- (3) 調査等の報告書について、分析及び報告書原稿の作成にあたっては、委託者と十分な協議を行うこと。その上で調査の趣旨や回答者の属性、分析結果のまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや表を用いてわかりやすく記載すること。
また、調査結果から課題やニーズを抽出し、その因果関係をわかりやすく記載した原稿を作成し、その課題の解決に向けた観光施策や方向性、指標を提案する。
報告書は令和6年12月13日までに委託者に提出するものとする。

1 3. 連絡先

松阪市役所産業文化部観光交流課 担当 田中 0598-53-4405